



## 公務員は高い倫理観と使命感をもって 職務遂行を！

「16年度3件、17年度は4件」これは国分寺市役所内での不祥事に対する懲戒処分件数です。

いま財政再建が叫ばれるなか、行政の内部改革はもとより「市民から信頼される市役所」に努めなければなりません。特に市民の皆さんの理解、協力なくして行政運営は進まず、まさに行政、市民一体となって乗り越えていかなければならないのが実態です。

このような状況の中、市役所内の不祥事などは言語道断であり、倫理観と危機管理意識の欠如といえます。

### 人事管理・サービスの状況

昨年の12月に「国分寺市人事行政の運営の状況の公表に関する条例」の制定により、条例に基づき、職員の任用・勤務条件・給与の支払い、職員の分限<sup>\*1</sup>・懲戒処分<sup>\*2</sup>・服務状況が公表されることになりました。16年度の状況は今年の2月15日の市報にて公表されています。そのなかでも懲戒処分が3件だったことは、役所内の不祥事と重く受けとめるべきです。今議会では皆川りうこの一般質問でこの問題に触れ市長の見解を伺いました。

「職員が公務員として、全体の奉仕者として高い倫理観を持って仕事をするようにするのが管理者の責任であり、今後ともその点に留意して市政の運営に当たってまいります」と述べました。

る為に」と、再度職員向けの印刷物も発行されているのです。

一般質問では、発生抑制策の一つとして、公表時期の問題も重要で、「懲戒処分が行われた場合、速やかな公表を」「公表に当たっては被害者への配慮も考えた公表の基準をつくる事」と提案しました。総務部長より「期時は明示できないが、基準は検討していきたい」との答弁がありました。セクハラによる職場内の士気の低下は計り知れません。仮に管理職であればなおのことです。

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤め、職務を遂行しなければなりません。市民からの信頼を失う事のないようにと求めています。

#### ※1 分限処分

職員の勤務実績が悪い、心身の故障、刑事事件に関し起訴されたなどの事由理がある場合に免職・休職・降任・降給などの処分を行うこと。

#### ※2 懲戒処分

職員が法令に反した場合・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に免職・停職・減給・戒告の処分を行うこと。

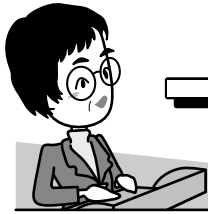
#### 懲戒処分者数(平成16年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	1	2	3
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	1	2	3

(H18.2.15 「市報こくぶんじ」より)

### 職場の士気の低下 セクシャルハラスメント(セクハラ)問題

17年度の懲戒処分件数は4件で、その中でもセクハラが2件あったことは、予算特別委員会で明らかになっています。市では平成11年以降、防止対策に取り組み、この4月にも「セクシャルハラスメントのない働きやすい環境をつく



# 一般質問より

市民のニーズが多様化する一方、財政の厳しさも増している状況です。そこで、すべての事業を行政が担うのではなく、地域や民間に委ねる視点は今後更に必要になると考えます。そのためにも行政と民間・市民との役割の違いを理解し、連携していく事が求められています。

とりわけ行政職員は、市民の後方支援・セイフティネットとして大変重要な立場である事を自覚し、仕事をすべきことはいうまでもない事です。

## 長期構想・計画

—地域ごと・圏域ごとのまちづくりの視点は—

皆川  
りょうこ

長期計画策定のなかで、福祉・環境・都市計画といった分野ごとの検討がなされているが、今後国分寺北口再開発事業や、3, 3, 8号線によりまちの顔が大きく変わることが想定される。都市計画マスタープランでも分野・地域ごとの構想が描かれているが、長計はその上位計画である為、地域や駅などの圏域ごとの視点も検討してはいかがか。

政策部長の答弁

それぞれの地域の特性を生かしていくかは計画の作り方の手法でもあるので、ご指摘を踏まえて作っていくと思う。

## 市民の利便性・満足度

—土日窓口サービス—

皆川  
りょうこ

ここ数年、窓口サービスの土日開庁が定着している。拡大の方向性の考え方と国分寺北口市民課サービスコーナーについてもコスト問題を踏まえたうえでの検討を。

政策部長の答弁

土日開庁は3年間試行でやってきたが本格実施していく考え方だ。他の課題については庁舎問題とも関わることで、今後の課題と受け止めたい。

## 業務の基本

—PDCAサイクルを基本に仕事を—

皆川  
りょうこ

職員一人一人は、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルの考え方を日常的に取り入れていく事が必要で、仕事の目標にもつながる。庁内では浸透しているか。事務事業報告書によると事業の目的で、補助金事業に関しては10年間変わらず補助金支出が目的になっているものがある。前例踏襲であり漫然とした仕事をしていると思われる。

政策部長の答弁

ご指摘を踏まえて庁内的に取り組んでいきたい。

## ソーシャルポリシーミックス

—一つの事業で多様な効果を生む事業—

皆川  
りょうこ

市の施策で類似した事業を見直し、効率効果的に運用するという点と、1つの業務で多機能化を図ることも大事な視点です。例えば、市の窓口業務において事業系・粗大ゴミの処理券販売を行ってはいかがか。現在の委託店と地域性も考えたうえで検討を。

政策部長の答弁

窓口機能の問題は総合的な点検が必要。実現可能かどうか担当所管とも相談の上検討したい。

Plan Do Check Action

**[計画・実行・評価・改善]の視点で税金の使い方をチェックする!**

## 地域での子育て支援・応援について —子どもショートステイ—

皆川  
りうこ

子ども家庭支援センターでの子どもの虐待に関わる相談件数が29件の数字が示されています。被虐待児の早期発見は重要で、ご近所同士の子どもの預け合いなど希薄になっている昨今の子育て環境を考える必要がある。

緊急避難的に養育が困難な家庭のお子さんを短期的に預かるショートステイ事業の検討を。その際の登録家庭では保育士、看護師といった専門資格を有している事が条件となり、施設とは違う中間的な場所として有効ではないか。



### 子ども政策担当部長の答弁

親戚のような場所としていけるとしたらとてもいい状況で理想として考えられる。他人という事情による様々な問題も想定できる中、将来は東部地区に予定されている子ども家庭支援センターのありようとソフト・ハード両面で考えていきたい。



## 環境、清掃行政

### —ゴミの広域支援・共同処理問題—

皆川  
りうこ

二枚橋衛生組合の解散に伴い、小金井市のごみの受け入れ問題と共同処理の協議に際しては、市民へのデータや資料の提出と交渉に関する覚書など文書を取り交わす事をすべき。



### 清掃施設整備担当部長の答弁

覚書または協定を結びたいと思っている。

## 政治倫理審査会調査結果 報告

—調査請求者数314人—

議員の業者紹介問題に関して調査を求められていた政治倫理審査会より、調査結果の報告書が提出されました。その要旨は、「市に紹介した事業者が、指定管理者に応募した事業者であるとの認識がなかったと当該議員が述べているので、条例違反行為とは認められない。しかし一歩間違えば不正の疑惑を持たれかねない行動であり、市長など議員は政治倫理の確立に一層慎重な行動を望むものである。」との厳しい意見も付された上での結果報告でした。

## 皆川りうこの質問に対して、 答弁休憩1時間

—「ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例」と「国分寺市公園条例」での禁止行為が同じか否かの質問—

この議会で3度目の提案となった「ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例」(以下「ポイ捨て条例」)では、道路や公園等公共の場所でタバコの吸殻等を捨てる事を禁止しています。他方「国分寺市公園条例」では禁止行為として「汚物その他の物件を放置しないこと」とあり「ポイ捨て条例」と同様の行為に思われます。しかし、この禁止行為に対して、公園条例では過料(軽い行政罰、過ち料)5万円が課せられていますが、「ポイ捨て条例」にはありません。仮に同じ禁止行為とすれば矛盾が生じる事態になります。

そこで、「はたしてこの2つの条例の「禁止行為」が同じか否か」確認のために質問したところ、即答されず本会議が休憩となり、後に「公園条例」では「大きなゴミのかたまり」を指し異なる禁止行為であると説明されました。

これまでも他の法律や条例との整合性など求められていたものだけに、本件について答弁の為に1時間もの休憩を費やした事は問題です。

(「ポイ捨て条例」は全員賛成により可決され、10月より施行となります)

## 国民保護計画策定・市の姿勢に疑問

—国民が保護されず、市の裁量権もない!?

今議会に提案された、国民保護法<sup>\*1</sup>に基づき制定が求められている「国民保護協議会条例」と「国民保護対策本部及び緊急対策本部条例」に対して、皆川りうこは以下の理由により反対しました。(二つの議案は賛成多数により可決)

- ①国民保護法では、高齢者・障害者などの弱者への配慮を要するとあるが具体策はなく、外国人への差別の助長が懸念されます。
- ②これまで多くの戦時下において民

間人が犠牲になっている実態からして、本保護計画は真の国民保護になりえていない。

- ③市長には、「すべての市民を守る」という明確な意志と自覚がないことが何より問題。
- ④国の法定受託事務とはいえ、人権侵害・私権の制限など大きな問題を含む内容です。地方分権下の自治体の裁量として、PC<sup>\*2</sup>や情報公開の実施などあらゆる方策により市民に問う機会を作るべきですがその姿勢がない。

### ※1 国民保護法

海外からの武力攻撃等に対して国民の生命、財産などの保護・的確に住民の避難や救援ができるよう都、市はあらかじめ必要な事項を定めておくことを目的としている。

### ※2 PC【パブリックコメント】

市民生活に大きく影響を及ぼす施策の策定にあたりその内容を公表し、施策に反映できる機会として市民の誰からもあらかじめ意見を受け付け、それに対して市の考え方を公表する一連の手続きです。

### \*お詫びと訂正\*

前回の号で、18年度予算に関して賛成19:反対14と記載されていますが、賛成20:反対4の誤りでした。訂正してお詫びいたします。

## 皆川りうこの活動報告

- 4月 11日(火) 映画「三池 終わらない炭鉱(やま)の物語」
- 12日(水) もとまちプラザ開所式/長期総合計画(以下 長計)福祉保健部会
- 13日(木)~14日(金) よくわかる市町村財政分析講座
- 15日(土) けやきの杜 20周年式典
- 19日(水) 総務委員会傍聴
- 20日(木) 長計 財源部会 傍聴
- 21日(金) 恋ヶ窪保育園開所式/政治倫理審査会 傍聴
- 22日(土) 北口駅周辺清掃活動参加
- 23日(日) 第二回マニフェスト推進地方議員連盟 研修会
- 26日(水) 文教委員会 傍聴/長計 福祉保健部会
- 27日(木) 長計 推進本部会議 傍聴
- 5月 6日(土) エルンスト・バルラハ展 鑑賞 東京芸術大学美術館
- 9日(火) 国分寺・西国分寺駅周辺特別委員会 傍聴/Let'sの会
- 10日(水) 建設委員会傍聴/政治倫理審査会 傍聴
- 11日(木) 厚生委員会/泉町地区計画の変更市民説明会
- 13日(土) 憲法記念行事 「児童虐待について一私たちに何ができるか」
- 16日(火)~18日(木)まで グローバル21会派視察 北海道 有害ごみ最終処分場 イトムカ鉱業所・北見市ゴミ行政・羅臼町 知床まちづくり寄付条例
- 19日(金) 長計 推進本部 傍聴
- 21日(日) ひきこもり訪問サポート士養成講座 実践例 栗田いねこ氏
- 22日(月) あしなが心塾レインボーハウス、視察 日野市
- 25日(木) 会派説明会/政治倫理審査会 傍聴
- 26日(金) 可燃ごみ広域支援説明会 清掃センター
- 27日(土)・28日(日) 財政講座
- 6月 1日(木) 小平10小学校 学校開放見学
- 6日(火)~28日(水)まで 6月定例会
- 10日(土) 北口駅周辺清掃活動参加
- 17日(土) 1中 道徳授業 公開授業参観
- 25日(日) ひきこもり訪問サポート士養成講座 臨床医師・臨床心理それぞれの立場からの講演
- 27日(火) 健康体操教室
- 28日(水) 長計 推進本部会議 傍聴/社会保障セミナー「障害者施策から考える社会保障」
- 7月 2日(日) チャイルドランむさしの 公開講座 「子育て」がわからない

## 皆川りうこの会 "Let's" 伝言板

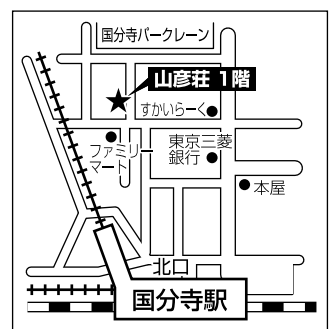
皆川りうこの会 Let'sでは、国分寺市のまちづくりを市民のみなさんとともに考え進めていきたいと思ひます。

①日頃の市政に対するご意見等お聞かせ下さい。又議会報告も行っています。

### 【今後の日程】

- 7月25日(火) 午後2時から4時まで
- 8月22日(火) 〃
- 11月7日(火) 〃
- 10月3日(火) 午後7時から9時まで

### 【場所】



②皆川りうこの会 Let's 参加者募集中

【会費】 一〇 1000円

郵便振替

〇座番号 00160-9-614301

〇座名義 「皆川 りうこの会Let's」

### 問い合わせ・連絡先

TEL/FAX 042(324)4442

TEL 042(324)7181

E-mail : riuko080@ybb.ne.jp



# 大きく変わる福祉制度

—厚生委員会で調査事項として位置付けられている2つの法律—

改正介護保険法では、「高齢者の尊厳保持」を理念とし、また障害者自立支援法では「自立支援」が大きな目的として掲げられています。しかし現実を目指す方向に向かって順調に進んでいるとは言えず、現場も混乱するなど多くの問題点が浮上しています。

## 改正介護保険法

### 削られるサービス

4月より  
このように変わりました

非該当

地域支援事業の介護  
予防事業を利用

要支援1

要支援2

新予防給付(介護保険)の  
介護予防サービスを利用

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護給付(介護保険)の在宅・施設サービスを利用

★要介護状態区分が7段階になります。

一定期間ごとに効果を評価・更新

### ①利用抑制 → 軽度者にしわ寄せ (問題点と現状の一例)

- 月単位の定額制の為、予防通所介護・通所リハのうち一方しか利用できず、事業者も一つのみ選択。要支援1・2の軽度者にとって利用選択権が狭まる。
- 要支援・要介護1対象者は車椅子や特殊寝台等5品目福祉用具の貸与が困難。
- 事業者によっては、加算される重度者を主とし軽度者の受け入れを断ることが予測される為、厚生委員会で「軽度者が抜け落ちないように市の責任において対応すべき」と求めていました。軽度者のプラン

は市の地域包括支援センターと委託事業者により作成されています。

### ②サービスの質の確保・向上は改正のポイントの一つ

- 居宅介護支援事業の標準担当件数をひとり50件から35件へと変更する事により、十分なケアマネジメントを行う。
- 介護サービスの情報の公表が義務化されます。事業所の概要や職員体制など64項目の基本情報の開示とは別に「市独自の調査項目、身体拘束の有無・一律のユニフォーム着用等、市独自の項目を設け事業所の透明性を図るよう」と求め、担当課長より取り入れていく旨の答弁がありました。

## 障害者自立支援法

### 「応能負担」から「受益者負担」へ。

10月より本格施行に向けて、議会としても問題点指摘。

この法律は、身体・知的・精神三障害の一本化により障害による支援区別をなくした法律です。4月施行から多くの問題点が明らかになり、今議会では「障害者自立支援法の見直しを求める意見書」が全員一致で可決され、関係機関に送付されました。  
意見書では……

- ①障害が重く制度利用の多い人ほど負担が大きくなる「応益負担」が導入された。
- ②生活保護世帯以外はすべて一割負担となり一挙に月額1万5千円から4千円の負担増。
- ③通所施設の就労でも利用料一割負担となる
- ④障害当事者の生活実態を反映する制度になっていない等、問題点として上げています。

今後も問題点を明らかにし、市でできること、都・国に求めるべき事を指摘し、提案していくとともに、市民・利用者・現場の皆さんからの苦情・意見等で、よりよい制度づくりを目指すことも大事な視点です。是非ご意見・問題点・提案等をお寄せください。

# 平成17年度と平成18年上半期に使ったお金と、政治倫理条例に基づく資産公開について報告致します。



## 国分寺市議会政務調査費の交付に関する条例

### 【第3条】

市長は、毎年度4月1日（議員の任期満了に伴う選挙のある年度にあつては、国分寺市議会議長（以下「議長」という。）が別に定める日とする。以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、政務調査費として年額240,000円を交付する。

- \*研究研修費…会費、受講料、会場費、資料代、運賃、宿泊料等
- \*調査旅費…運賃（鉄道・バス・船・航空）、宿泊料、手数料等
- \*資料作成費…用紙代、翻訳費、印刷製本費、リース代、コピー代、写真代
- \*資料購入費…図書購入費、送料
- \*その他の経費…事務用品購入費、弁護士等報酬、諸料金

## 「国分寺市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づく議員個人に交付された政務調査費の収支報告

平成17年度		収入	年額ひとり24万円	240,000円
支出	(内訳)	研究研修費		56,940円
		調査旅費		126,205円
		資料作成費		12,534円
		資料購入費		68,030円
		その他経費		9,965円
		合計		283,674円

※超過分は、議員報酬から支出しました。



## 国分寺市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

### 報酬【第1条】

市議会議員の報酬の額は、次のとおりとする。

職名	月額	金額
議長	月額	540,000円
副議長	月額	490,000円
常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長（以下「委員長」という）	月額	480,000円
議員	月額	470,000円

## 議員報酬 18年1月より6月までの明細

月額報酬は6ヶ月同額です

支給額	470,000円	期末手当	
		報酬月額	470,000円
控除額		支給率	2.0
議員共済会掛金	61,100円	計	940,000円
所得税	22,510円	控除額	
議員互助会費	2,000円	議員共済会掛金	47,000円
(議員関係者の慶弔見舞金などの経費に当てます。)		所得税	107,160円
差し引き支給額	384,390円	差し引き支給額	785,840円
(この中から活動費として毎月約165,000円を支出します。)			



## 国分寺市政治倫理条例

(資産等報告書の提出等)

### 【第5条】

市長及び議員は、当該職に就いたときは、当該職の任期の開始の日から起算して100日以内に、その年の1月1日現在の資産、前年1年間の収入及び贈与等並びに税等の納付状況について記載した資産等報告書（以下「資産等報告書」という。）を、市長等にあつては市長に、議員にあつては国分寺市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

## 「国分寺市政治倫理条例」に基づく資産等報告

前年1年間の収入及び贈与等並びに税の納付状況や資産（土地・建物・土地の貸借権・預金・貯金・定期預金・金銭信託・自動車・美術品・貴金属・ゴルフ場利用に権利・貸付・借入金・贈与等などについて報告義務があります。（平成18年1月1日現在）

平成18年度		収入	議員報酬 国分寺市役所	8,049,500円
税金等	※以上、掲載した以外の資産は無し	市都民税		345,200円
		国民年金		161,560円
		所得税		486,640円
		国民健康保健	179,850円(按分)	
定期預貯金			1,750,091円	



## 政治資金規正法

(報告書の提出)

### 【第12条】(要点を抜粋)

毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出を記載した報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

(収支報告書の要旨の公表)

### 【第20条】

第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

## 政治団体 皆川 りうこの会"LET'S"

(平成17年1月1日より12月31日までの収支)

収入	前年度からの繰越と寄付	2,189,407円
支出	政治活動、機関誌発行郵送費	1,277,331円
翌年繰越		912,076円

(平成18年1月18日 都選挙管理委員会に報告)